

## 第7章 その他の清掃・リサイクル事業

### (1) 廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）

家庭ごみの収集、運搬及び処理処分は原則無料ですが、臨時（又は多量）排出ごみ、粗大ごみ及び動物死体については、世田谷区清掃・リサイクル条例に基づき、手数料を徴収しています。

なお、天災、火災等の災害に遭われた方や生活保護受給者、児童扶養手当受給者などの対象者については、世田谷区清掃・リサイクル条例と同施行規則に基づき、対象者からの申請により手数料を減額・免除しています。

事業系ごみの収集、運搬及び処理処分は、資源も含めて有料で、「事業系有料ごみ処理券」を清掃事務所又はスーパーマーケット・コンビニエンスストアなどの「有料ごみ処理券取扱所」で購入する方法により、手数料を徴収しています。

清掃工場等、東京二十三区清掃一部事務組合が管理する処理施設に事業者自ら事業系ごみを持ち込む場合等は、処理にかかる手数料が徴収されます。

#### [廃棄物処理手数料の改定について]

廃棄物処理手数料は、実際に廃棄物処理に要する経費を基に定めており、経費はごみ量や収集、運搬、処理処分に要する費用、その他社会情勢により変動します。このため、23区では、4年に一度廃棄物処理手数料を見直すこととしており、直近では令和5年10月1日に改定を行いました。平成29年10月改定から令和5年10月改定までの間は、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会情勢を考慮して、令和3年と令和4年の改定は延期されましたが、令和5年に改定が行われました。

また、動物死体処理手数料については、平成6年7月以降据え置いていましたが、区の処理経費との乖離が生じているため、受益者負担の適正化を目的として平成29年10月1日に改定しました。

\*手数料の額は、資料編資料6-4を参照

### (2) 世田谷区清掃・リサイクル審議会

廃棄物の減量及び適正処理に関する重要事項を調査審議するため、区長の附属機関として世田谷区清掃・リサイクル審議会を設置しています。委員は、学識経験者4名以内、区民8名以内、事業者5名以内の計17名以内によって構成され、任期は2年です。（これまでの諮問事項等については、資料編資料7-1を参照）

【第9期諮問・審議事項】（令和8年5月31日までの予定）

「資源循環型社会の実現に向け区民・事業者の行動変容を促し、更なるごみ減量・リサイクルを推進する新たな施策について」

### (3) 資源持ち去り対策

資源を資源・ごみ集積所から持ち去る行為への対応について、区民の強い要望に応え、平成15年12月、清掃・リサイクル条例を改正し、資源の持ち去り行為を禁止して、違反者に対して「20万円以下の罰金」に処する規定を設ける等の対策を強化しました。

平成29年12月に同条例を改正し、資源の持ち去り行為常習者に対して、より厳しい罰則である「50万円以下の罰金」に処する規定を新設しました。また、同条例施行規則を改正し、これまでの持ち去り禁止の対象品目（古紙、ガラスびん、缶）に「ペットボトル」、「使用済小型電子機器」、「焼却して処理しないものとして排出された金属を含む廃棄物」を追加しました。

区職員及び民間警備会社によるパトロールを行い、違反者に対して行政指導や禁止命令、告発等を行っています。

平成27年3月、持ち去られた古紙の買取業者の特定等を目的とし、問屋組合等3者と各特別区でGPS（全地球測位システム）を用いた追跡調査に関する覚書をそれぞれ締結しました。これにより、持ち去られた古紙を流通させない仕組みの構築をめざすとともに、広域的な面から古紙持ち去り行為への抑止効果が期待されます。

平成31年4月、資源の持ち去り対策として、区内27箇所での回収員手渡し方式の対象品目に新聞を追加しました。

[実績] 行政指導・命令・告発の状況 (単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
警告書交付数	127	81	40	70	54
命令書交付数	7	2	0	0	2
告発件数	1	0	0	0	0

\*各年度末現在。

### (4) 台風に伴う災害への対応（令和元年（2019年）台風第19号）

令和元年（2019年）10月12日（土）、台風第19号通過に伴う大雨により、世田谷区では多摩川の無堤防箇所からの溢水や内水氾濫が発生し、玉川地域を中心に多くの家屋が浸水被害に遭いました。

台風第19号の通過前、通過後の対応や経緯は以下のとおりです。

ア) 資源回収・ごみ収集中止についての経緯

10月10日（木）・台風の進路状況を確認し、12日（土）の資源回収・ごみ収集の実施を区HP等で周知

10月11日（金）・午後1時開催の区災害対策本部会議にて資源回収・ごみ収集の中止を決定

・午後3時頃、区HP等で資源回収・ごみ収集の中止を発表

イ) 台風第19号通過後の被災地での災害ごみの収集について

10月14日（月）以降、被災した区民から玉川清掃事務所に災害ごみの収集依頼があったことから、玉川清掃事務所にて水害の被害地域を巡回し、災害ごみの排出状況や被害状況の確認、区民への声掛けを行い、随時収集を行いました。

収集に当たっては、世田谷清掃事務所と砧清掃事務所（技能長、ふれあい指導班、地域機動班など）の応援体制を組みました。また、目黒区・品川区・渋谷区からも清掃事務所職員の応援がありました。

ウ) 被害の大きかった地区の対応について

台風第19号では浸水の被害が大きかった二子玉川から玉堤に至る地区を中心に大量の災害ごみが発生しました。そのため、区は迅速なごみ処理を目的に浸水被害の大きかった地区を指定し、当該地区から出るごみについては所定の手続がなくても手数料を免除して収集する特例的な対応を行いました。また、本来区では収集を行っていない家電リサイクル法対象品目やパソコンなども収集しました。

エ) 臨時粗大ごみ中継所の開設について

家屋の被災により生じた大型の災害ごみの効率的な収集、収集後の災害ごみの分別を行うために臨時粗大ごみ中継所を開設しました。

10月13日(日)、被災地域を管轄する玉川清掃事務所管内の玉川野毛町公園拡張予定地を開設場所として決定し、10月14日(月)から11月8日(金)まで運用しました。

オ) 災害ごみの収集量

(単位：t)

可燃ごみ	331.96
不燃ごみ	35.82
粗大ごみ	262.56
合計	630.34

家電リサイクル法対象品目 (単位：台)

テレビ	159
冷蔵庫・冷凍庫	152
洗濯機・衣類乾燥機	102
エアコン	17
合計	430

\*廃家電4品目の重量は、家電リサイクル券センター指定取引場所で計量していない。

パソコン	156台	601.4kg
その他(PCモニター等)	-	550kg

今後も大型台風の直撃や大規模災害などが予想されるため、事前の準備・対策・防備などを検討し、「災害廃棄物処理計画」の検証・改定等を随時進めています。

カ) 被災者への粗大ごみリユース品の提供

エコプラザ用賀で毎月2回開催していた粗大ごみリユース品の頒布会(抽選・有償)を、令和元年11月は台風第19号で被災した区民を対象に開催しました。

2回合わせて65件の応募があり、当選した方には希望のリユース品を無償で提供しました。

## (5) 世田谷清掃工場への対応

### ア) これまでの経緯

区が収集した可燃ごみは、大部分を区内の清掃工場（世田谷、千歳）に運搬して焼却していますが、平成 26 年秋以降、1 年以上にわたり世田谷清掃工場のプラントに不具合（ダイオキシン類の炉室内への漏洩等）が生じ、十分に稼働できない状況に陥りました。

区は、区民生活に混乱をきたさないよう、世田谷清掃工場以外の工場に可燃ごみを搬入するための清掃車両の増車、これに伴う補正予算編成、区民の不安解消に向けた様々な取組み等、地元区としての対応にあたりました。

東京二十三区清掃一部事務組合は、プラントの不具合に関する諸課題を解決するため、平成 27 年 9 月に世田谷清掃工場対策検討委員会（区も委員として参加）を設置しました。世田谷清掃工場は、対策を講じたうえで試験焼却や作業環境測定（ダイオキシン類等の測定）を行って安全性を確認し、1 号炉は平成 27 年 12 月から、2 号炉も平成 28 年 4 月から通常稼働を再開しました。

### イ) 世田谷清掃工場対策検討委員会の報告

世田谷清掃工場対策検討委員会では、操業状況の確認や導入経緯の整理、原因の調査・分析及びプラントメーカーや学識経験者へのヒアリングなどを行い、総合的な対策を検討し、最終報告をとりまとめて平成 28 年 9 月に公表しています。

#### [主な内容]

- ・作業環境悪化は、日々の点検作業に伴う粉じん飛散、機器や接続部からのもれ、過去に漏れたダイオキシン類の再揮発が主な原因であり、その改善のため、機器類の囲い込み、吸引ダクト新設等の対策を既に実施し、効果を上げている。さらに追加対策として、消耗品交換や各種測定の充実、炉室内の再塗装も行い、作業環境管理の強化を図る。
- ・故障停止は、ガス化炉における流動不良、燃焼熔融炉における閉塞と冷却水漏れが主な原因であり、故障停止低減に向けた対策として、ガス化炉本体と燃焼熔融炉の清掃・点検の追加、機器点数の低減や仕様変更等を行い、運転管理を強化する。
- ・こうした対策を着実に実行し、その効果を継続的に検証する。検証結果を踏まえて今後の整備工事の具体的内容を検討し、整備工事の実施については、清掃一組の「一般廃棄物処理基本計画」に盛り込んでいく。

ウ) 対策効果の検証について

イ) の報告に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合では対策を進めており、その効果を検証しています。ダイオキシン類の測定データは概ね良好に推移しており、作業環境は改善傾向にあるとの報告が平成 29 年 4 月にありました。

加えて、平成 30 年～令和 3 年にかけて機器の仕様変更等を実施し、その後の報告においても測定結果は良好であり、平成 28 年 4 月以降は、作業環境悪化による休炉はありません（令和 6 年 4 月現在）。

エ) 今後の整備について

イ) の報告 及び ウ) 対策効果の検証に基づき、東京二十三区清掃一部事務組合では、全国自治体におけるガス化溶融施設の稼働状況等の調査、プラントメーカーへのヒアリングなどを実施して耐用年数の検討や今後の整備手法について検討を行いました。その結果、竣工から 20 年程度稼働し、その後に建替工事による整備手法が優位となったことから、令和 8 年度から建て替えることとなりました。

これまで区は、世田谷清掃工場を運営する東京二十三区清掃一部事務組合に対し、安定的な中間処理体制の確保と、世田谷清掃工場周辺住民をはじめ区民の理解を得ることを求めてきており、今後も同様の姿勢で臨んでいきます。